

糸島産食材を活用した創作レシピコンテスト企画運営等業務 企画提案仕様書

1 業務名

糸島産食材を活用した創作レシピコンテスト企画運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

糸島市内

4 目的

本市はこれまで糸島市外を中心に食のプロモーションを展開しており、市外における「糸島市」から連想するイメージとして「食」が上位に挙がるなど、本市の食に対する認知度は年々向上している。

一方で、市民に対する食のプロモーションは十分に実施しておらず、市民の糸島産食材への関心は必ずしも高くはない状況である。市民満足度調査においても、地産地消を意識し、糸島産の農林水産物を意識的に購入している割合は62.8%となっており、糸島産食材の消費の多くは市外となっている。

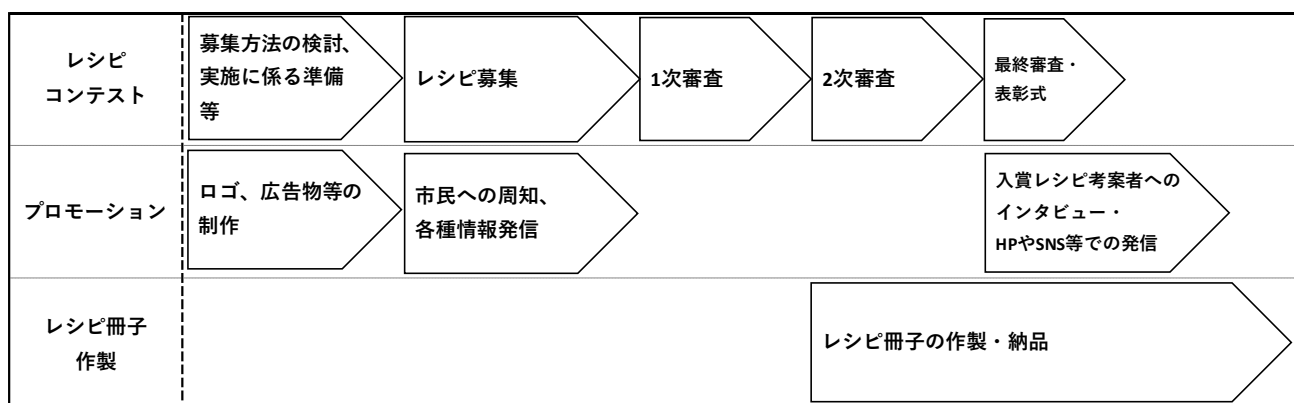
本コンテストは、市民を対象に、糸島産食材の魅力を「料理」を通して再認識する機会を創出し、糸島産食材の認知度および価値の浸透を図ることで、地産地消の意識啓発と消費拡大による域内経済循環率の向上を主たる目的とする。また、副次的効果として、市内直売所の活性化や市民のシビックプライド醸成への寄与も目的とする。

5 業務概要

市民を対象に糸島産食材を活用した創作レシピコンテストを開催し、料理研究家等の有識者により、審査を行い、入賞者は表彰する。また審査過程で選考したレシピでレシピ冊子を作製し、直売所等で配布する。

- ① 市民を対象とし、糸島産食材を使用した創作レシピを募集。
- ② 応募されたレシピは、審査基準を定めたうえで、1次審査（書類審査）、2次審査（書類審査）、最終審査（試食審査）の3段階で審査を実施。最終審査については、糸島市内の料理研究家等の有識者が、実際にレシピ考案者が調理したものを試食し、審査を実施。最優秀賞、優秀賞、入賞を決定する。
- ③ 入賞者には糸島産品を贈呈し、HP、SNS等でインタビュー・レシピ開発話等を掲載する。
- ④ 1次審査を通過したレシピは、冊子にして市内各地の直売所等で配布することで、市民に向けて消費拡大の一助とする。

想定される業務の流れ



6 業務内容

業務内容は次に掲げるとおりとし、業務の実施にあたっては、発注者に具体的な内容の確認及び了承を得て実施すること。

なお、企画提案書には業務内容を踏まえて、より効果的な実施に繋がる具体的手法を明記して提案すること。

また、本業務の実施に要する一切の費用は、本業務委託費に含むこととする。

(1) レシピ募集

①募集レシピ

糸島市内在住の個人（飲食店事業者は除く）が考案した、糸島産品を活用したレシピを募集する。
※年齢は不問とするが、未成年者は保護者の同意を得たうえで応募し、最終審査で調理が出来る人を対象とする。

②募集方法

募集要項等を作成し、募集する。また募集に当たっては、できるだけ市民が応募できる方法とすること。

(2) レシピ審査

審査の方法は、1次審査（書類審査）、2次審査（書類審査）、最終審査（レシピを調理し、実食採点）の3段階で行うこと。審査員および審査基準については提案すること。

①1次審査

審査方法：書類審査

審査員：受注者において選定した、料理研究家、フードコーディネーター等の有識者1名ほど。

1次審査結果：応募のあったレシピから2次審査対象10作品程度を選定。

② 2次審査

審査方法：書類審査

審査員：受注者および発注者において選定した、糸島産食材に精通した人、地産地消や糸島産食材の消費拡大に取り組む人などの専門家及び糸島市職員等で構成した審査員5名ほど。

2次審査結果：1次審査通過作品から最終審査対象5作品を選定。

③最終審査

審査方法：試食審査（レシピ考案者本人が調理し、審査員が試食のうえ、採点を予定。）

審査日程：令和9年1月17日（日）を予定

調理会場：市民交流センター調理室を予定（提案により変更可）

審査会場：市民交流センター会議室を予定（提案により変更可）

審査員：受注者および発注者において選定した、料理研究家、フードコーディネーター、シェフ等の有識者及び糸島市長等で構成した審査員3名ほど。

3次審査結果：最優秀賞1作品、優秀賞2作品、入賞2作品を決定。

④表彰式

- ・最終審査終了後、同日に表彰式を実施する。表彰会場は審査会場と同様の場所を想定。
- ・表彰式において最優秀賞、優秀賞、入賞者に対し賞品を授与する。
- ・表彰式については、市民の参加を促す仕組みを提案すること。

(3) コンテストに関するプロモーション

①ロゴマーク制作

- ・プロモーションにおいて統一的に使用するロゴマークを制作すること。なお、デザインの校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うこと。
- ・成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権などの権利は全て、発注者に帰属するものとする。
- ・デザインのPDFデータ、JPEGデータ、PNGデータ、編集可能なAIデータを納品すること。

②情報発信

- ・ポスター、チラシ、SNS、Webサイト、地元メディア等を用いて、レシピコンテストの周知を行うこと。（レシピ募集に係る周知、最終審査・表彰式の様子発信、入賞レシピ考案者へのインタビュー内容の発信等を想定。）

(4) レシピ冊子作製

- ・糸島産食材の消費拡大を図るため、応募レシピの中から1次審査通過作品（10作品程度）を掲載したレシピ冊子を作製すること。
- ・レシピ冊子の作製部数は2,000部程度とし、サイズ・素材・ページ数については、専門的判断に基づき提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

- ・レシピ冊子に掲載する料理の写真撮影はカメラマンが行うこと。
- ・レシピ冊子に掲載する料理の選定は、フードコーディネーター等の有識者が行うこと。
- ・レシピ冊子に掲載する料理のフードスタイリング等は、フードコーディネーター等の有識者が行うこと。
- ・デザインの校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うこと。
- ・成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権などの権利は全て、発注者に帰属するものとする。
- ・成果品の PDF データ、JPEG データ、編集可能な AI データを納品すること。

7 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本業務の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係先と十分な連絡・調整を行うこと。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは、発注者が指定した場所で行う。
- (4) 本業務に付帯する経費及び調整会議や打合せ等、本業務実施に係る必要経費は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 本業務実施に係るトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 関係者の事故や災害等の緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合等においても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「糸島産食材を活用した創作レシピコンテスト企画運営等業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

8 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は令和 9 年 3 月 31 日までに、実績報告書に成果物、支出書類、データ等関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も 5 年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。

9 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議の上で決定するものとする。